

次の業務について、提案競技に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和3年8月27日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和3年度静岡県立工科短期大学校静岡キャンパス離職者等再就職支援事業公募型訓練業務委託（その3）

(2) 業務内容

離職者を対象とした公共職業訓練で次の訓練とする。

整理番号	訓練科名	内容
4-1	介護職員初任者研修科 3	介護職員初任者研修課程を習得する訓練 (2か月×1コース)
4-2	(定住外国人) 科名未定	定住外国人の方が県中部地域で就職するために必要な知識・技能を習得する訓練 (2か月×1コース)
4-3	会計事務科 2	会計事務中級(簿記2級)の習得を主とした訓練 (4か月×1コース)
4-4	オフィスPC初級科 6	パソコン技能(Word, Excel)初級レベル及び事務の職業に必要な知識や技能を習得する訓練 (2か月×1コース)
4-5	パソコン経理事務科 3	簿記会計(3級)、パソコン技能(初級レベル)、ビジネスマナー及び労働関連法規に関する知識・技能を習得する訓練 (3か月×1コース)
4-6	介護福祉士実務者研修科 2	介護福祉士実務者研修課程の習得及び介護の職業に必要な知識や技能を習得する訓練 (6か月×1コース)

2 訓練実施期間等

整理番号	訓練科名	実施地域 (下記のハローワーク管内)	科数	訓練実施期間
4-1	介護職員初任者研修科 3	清水・静岡 焼津・島田 榛原	1	令和4年1月12日から令和4年3月11日までの2か月間
4-2	(定住外国人) 科名未定	清水・静岡 焼津・島田 榛原	1	令和4年1月14日から令和4年3月11日までの2か月間

4-3	会計事務科 2	清水・静岡 焼津・島田 榛原	1	令和4年2月9日から令和4年6月8日 までの4か月間
4-4	オフィスPC初級科 6	清水・静岡 焼津・島田 榛原	1	令和4年2月16日から令和4年4月15 日までの2か月間
4-5	パソコン経理事務科 3	清水・静岡 焼津・島田 榛原	1	令和4年3月8日から令和4年6月7日 までの3か月間
4-6	介護福祉士実務者研修科 2	清水・静岡 焼津・島田 榛原	1	令和4年3月10日から令和4年9月9日 までの6か月間

※ 訓練実施期間は原則であり、他の訓練と調整し、若干の調整が可能となる場合がある。

3 参加資格

次の(1)から(9)の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等を受けていること。
- (3) 「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」（平成23年策定）を活用した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」を受講した者で受講した日から5年の間に令和3年9月17日から訓練終了日の3か月後までの期間を含む者が在籍していること又はIS029990（非公式教育・訓練における学習サービス—サービス事業者向け基本的要求事項）（2018年12月廃止、認証から3年間有効）を取得していること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約そ

の他の契約を締結している者

- (6) 国又は地方公共団体との契約に関して入札参加停止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 静岡県内に訓練実施事業所となる本社、営業所等を有していること。
- (8) 最近1か年において、都道府県税（法人事業者は法人事業税及び法人都道府県民税、個人事業者は個人事業税）並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- (9) その他訓練ごとに定める仕様書の要件に適合した者であること。

4 手続等

(1) 担当部署

〒424-0881 静岡県静岡市清水区楠160

静岡県立工科短期大学校 静岡キャンパス 教務課 社会人教育班

電話番号：054-345-3098 FAX番号：054-345-2921

E-mail：koutan_kyoumu@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和3年8月27日（金）から令和3年9月17日（金）まで

イ 配布場所

静岡県立工科短期大学校ホームページ (<https://scot.shizuoka.jp>)

(3) 提出書類

ア 提出書類

企画提案競技参加申請書、企画提案書、その他関係書類

イ 提出期限

令和3年9月17日（金）午後4時必着

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

5 その他

- (1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 詳細は令和3年度静岡県立工科短期大学校静岡キャンパス離職者等再就職支援事業企画提案競技募集要項（その3）による。